

仮称越谷広域斎場整備等事業

事業者選定基準書

平成15年4月

越谷市

【 目 次 】

1	審査方式	1
2	審査の流れ	2
3	資格審査	3
	（ 1 ）資格審査の実施方法.....	3
	（ 2 ）資格審査項目（別紙 1 参照）.....	3
	（ 3 ）参加資格の喪失等.....	4
4	提案審査	6
	（ 1 ）形式確認	6
	（ 2 ）総合審査（別紙 2 参照）.....	7

1 審査方式

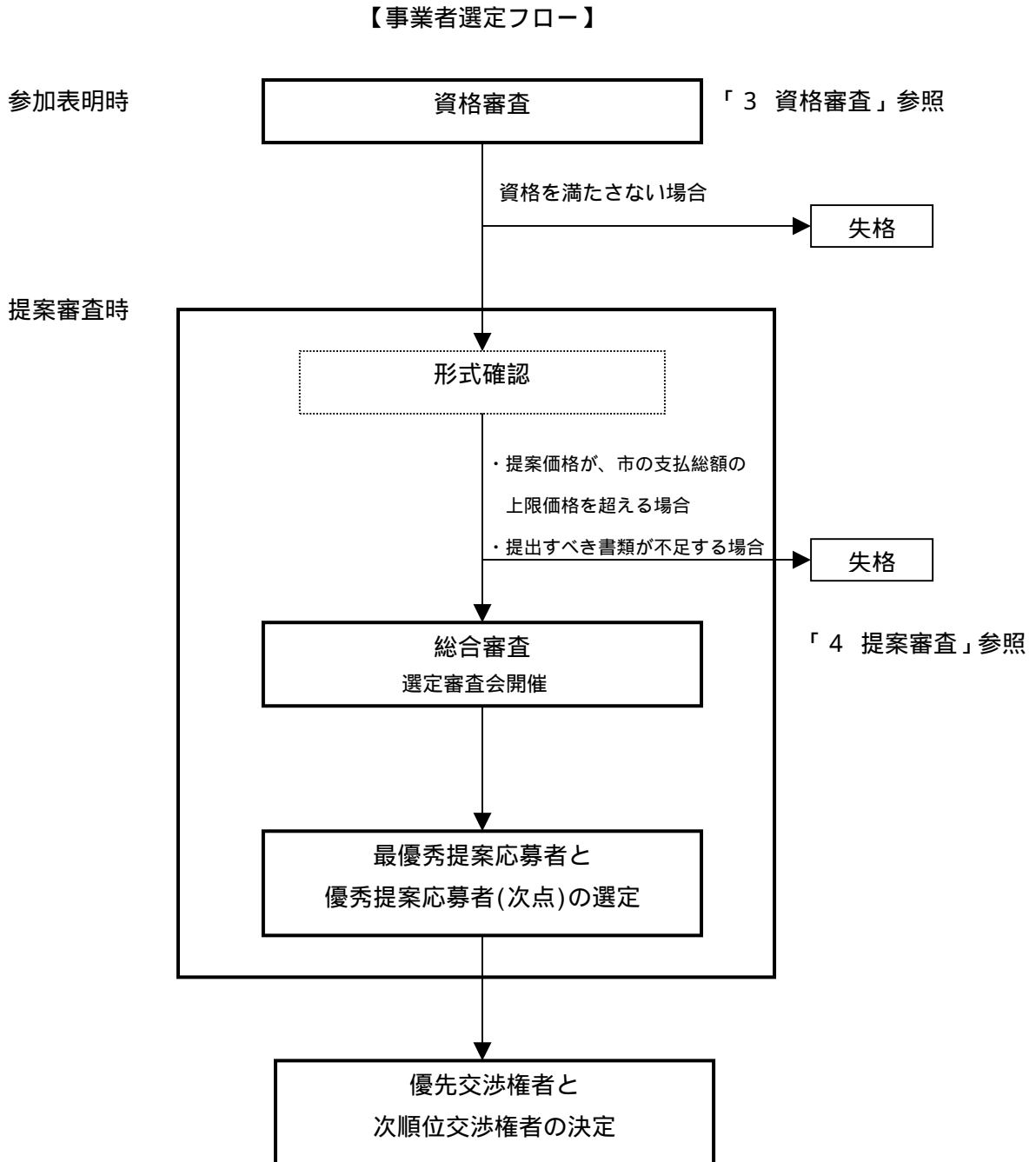
本事業者選定基準書は、越谷市（以下「市」という。）が、仮称越谷広域斎場整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を決定するにあたり、越谷市PFI事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、優先交渉権者を選定する基準であり、プロポーザルに参加する民間事業者（以下「応募者」という。）に交付する「募集要項」と一体のものである。

なお、事業者の決定にあたっては、斎場等に関し、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力、運営維持管理能力、事業経営能力、資金調達能力等）を有することが必要となるため、事業提案、その他の条件及び価格によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 審査の流れ

審査は、資格審査、提案審査の2段階に分けて実施する。

なお、審査の手順等については、次のとおりとする。



3 資格審査

(1) 資格審査の実施方法

応募者からの参加表明書と同時に、提出される参加資格審査申請書類に基づき資格確認を行う。

資格審査結果通知書を、資格審査申請を行った応募者の代表企業に対して送付する。

(2) 資格審査項目（別紙1参照）

応募者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要である。なお、応募者が複数の提案を行うことは禁止される。

ア 基本的な資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

設計企業のうち一社以上が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

建設企業のうち一社以上が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木建築一式工事及び機械器具設置工事につき、特定建設業の許可を得ていること。

構成企業のうち一社以上が、越谷市競争入札参加資格者名簿に登録しており、かつ、一社でも指名停止期間中でないこと。

下記の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。

商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て

会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）

民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）

イ 経営状況

ア に定める特定建設業の許可を受けた建設企業のうち一社以上が、経営事項審査結果通知書（資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの）の総合評点が1200点以上であること。

ウ 納税状況

最近2年間、構成企業が一社でも、本店所在地において下記の滞納をしていないこと。

国 税 : 法人税、消費税

県 税 : 法人事業税
市町村税 : 法人市町村民税、固定資産税

エ 斎場整備及び提案技術に関する実績

資格確認基準日を起点とする過去10年間に下記の実績を有する者であること。なお、増改築は、実績として考慮しないものとする。

火葬場（火葬炉を除く）又は葬祭場の設計の実績
火葬場（火葬炉を除く）又は葬祭場の施工の実績
火葬場（火葬炉を除く）又は葬祭場の運営の実績
火葬炉の設計の実績
火葬炉の施工の実績
火葬炉の保守管理の実績

オ その他の参加不適格者

応募者は、以下の要件を満たす者を構成企業に含まないこと。

本事業の業務に携わっている者（コンサルタント業務等：株式会社日本総合研究所及び株式会社浪速設計が該当）

選定審査会の委員本人及び委員が属する企業及びその関係会社

カ 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成15年5月を予定

(3) 参加資格の喪失等

ア 参加資格の喪失

応募者は、優先交渉権者の選定結果が公表されるまでの間に以下のいずれかに該当した場合、その事実が判明した時点で参加資格を喪失するものとする。

- 一 応募者の構成企業が、他の応募者の構成企業となっている場合
- 一 応募者の構成企業が、他の応募者の提案に協力している場合
- 一 応募者が、他の応募者の構成企業から提案に関する協力を得ている場合
- 一 応募者が、機密情報を不正に入手する等の行為を働いた場合
- 一 応募者が、(2)アの基本的な資格要件を満たせなくなった場合

イ 構成企業の変更

参加表明書の提出後、構成企業の変更は認めない。

ただし、以下の事項が生じた場合、市は当該応募者に対して構成企業の変更を要請することができる。当該応募者が要請に応じない場合、市は、当該応募者がア 又は に

該当するおそれがあると判断し、当該応募者の参加資格を喪失させることができる。

- ・一応募者の構成企業と他の応募者の構成企業が、親会社と子会社の関係にある場合
（親会社及び子会社の定義は商法211条の1に定めるとおりとする）
- ・一応募者の構成企業と他の応募者の構成企業が、同一企業の子会社である場合
なお、いかなる場合においても、代表企業の変更は認めない。

4 提案審査

提案審査では、事業提案に対して総合評価し、上位の応募者を2者決定する。

その2者に対して価格評価し、先の総合評価の点数と価格評価の点数を合算し、点数が高いほうの応募者を最優秀提案応募者とする。

それぞれの審査及び評価は、次のとおり実施する。

(1) 形式確認

ア 価格の確認

提案書に記載された提案価格が市の支払総額の上限価格以下であることを確認し、上限価格を超える場合は失格とする。なお、市で試算した市の支払総額の上限価格は下記の通りである。

提案価格は、各事業年度のサービスの対価1、サービスの対価2及び市が支払う光熱水費について、全事業期間を通じて、割引率3%で現在価値に換算した金額の合計額とする。(税収入非考慮、使用料収入非考慮)

市の支払総額の上限価格 8,935百万円

霊柩自動車運送業務に要する費用を除く。

イ 価格算出要件(参考)

アの価格算出の主な要件は以下のとおりである。ただし、提案に際し以下の要件を前提にする必要はない。

施設規模

項目	規模	備考
建築延床面積	7,699㎡	-
火葬棟	1,745㎡	
待合棟	1,909㎡	
式場棟(葬祭場)	2,192㎡	
諸室	1,854㎡	
駐車台数	208台	バス13台、乗用車195台
主要導入施設		
火葬炉基数	14基	-
霊安室	保冷库8体分	-
告別・収骨室	7室	-
待合個室	12室	-
葬儀式場	4室	計320人分収容

人員

管理者	1人
火葬場運営	8人
火葬場を除く斎場運営、事務	7人
計	16人

ウ 提出書類確認

提出された資料がすべてそろっていることを確認し、資料が不足している場合は失格とする。

(2) 総合審査(別紙2参照)

選定審査会において、以下の手順で事業提案を総合評価し、上位の応募者を2者決定する。

その2者に対して価格評価し、先の総合評価の点数と価格評価の点数を合算し、点数が高いほうの応募者を最優秀提案応募者とする。

ア 審査における配点

以下の配点とする。なお、各配点は、小数点2位を四捨五入するものとする。

評 価 項 目		配 点	
事業提案に対する総合評価		70点	
	事業計画の内容に関する提案		60点
	事業の確実性及び安全性に関する提案		10点
総合評価上位2者に対する価格評価		30点	
	提案価格		30点
総 合 審 査 合 計		100点	

イ 得点の決定方法

価格以外の各評価項目に対して、選定審査会において、以下の要領で委員による議論のうえ点数を付ける。

プレゼンテーションの実施

応募者によるプレゼンテーションを実施する。

一応募者について、プレゼンターは5名までとし、プレゼンターは事前申請とする。説明は提出書類を使って行い、プレゼンテーション用に別途資料を作成することは認めない。

選定審査会

原則として、全応募者のプレゼンテーションが終了した後、引き続き選定審査会を開催し、総合評価を実施するものとする。なお、選定審査会は非公開とする。

応募者名の取扱い

プレゼンテーション及び選定審査会による総合評価を実施する際、応募者名(全構成企業名)を明らかにする。

総合評価の方法：相対順位評価

ウの評価項目ごとに、応募者のなかの相対順位で配点を決定する。

順位別配点割合の決定

1位は100%、最下位は20%とする。2位から下位2位については、2位70%と下位2位を50%に近い割合のなかで、均等かつ整数になるように配点割合を按分する。

(例)

応募者数	配点割合									
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1者	100%	20%								
3者	100%	60%	20%							
4者	100%	70%	50%	20%						
5者	100%	70%	60%	50%	20%					
6者	100%	70%	64%	58%	52%	20%				
7者	100%	70%	65%	60%	55%	50%	20%			
8者	100%	70%	66%	62%	58%	54%	50%	20%		
9者	100%	70%	67%	64%	61%	58%	55%	52%	20%	
10者	100%	70%	67%	64%	61%	58%	55%	52%	49%	20%

順位の決定

1位から順に、応募者の相対順位を決定する。複数同位者も可能とする。この場合、同位者の数に相当する下位の順位までを欠番とする。2者同位であれば、一つ下位を欠番とし、3者同位であれば、二つ下位までを欠番とする。

(例)

2位が2者	1位	2位	2位	4位	5位	6位	7位	8位
2位が3者	1位	2位	2位	2位	5位	6位	7位	8位

加点又は減点の考慮

審査の結果、で定めた配点割合に対して、特に加点又は減点すべき理由がある場合、上位下位それぞれ2者以内について、30%を上限として、任意の配点割合の加減を可能とする。

(例)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
標準配点割合	100%	70%	66%	62%	58%	54%	50%	20%
1位+10% 2位+15%	110%	85%	66%	62%	58%	54%	50%	20%
最下位-15% 下位2位-10%	100%	70%	66%	62%	58%	54%	40%	5%

得点の計算

ウの評価項目ごとに、応募者の相対順位、配点割合を決定したのち、項目毎の配点

とそれぞれの配点割合を乗じて、得点を算出する。

(例)

評価項目	配点	A	B	C	A	B	C
事業の確実性及び安全性に関する提案	10	1位 100%	2位 60%	3位 20%	10.0	6.0	2.0
施設整備計画	20	3位 20%	1位 100%	2位 60%	4.0	20.0	12.0

ウ 評価項目

事業提案に対する総合評価

事業計画の内容に関する提案 (60点)

提案書に記載された内容に基づき選定審査会において、下記の項目について総合評価し点数をつける。

1) 施設整備計画 (20点)

施設整備方針

< 審査の視点 >

- ・施設構成の指針
- ・施設配置の指針
- ・効率的な導線計画
- ・地球環境保護、省エネルギーへの配慮
- ・利用者及び周辺環境への配慮
- ・標準仕様
- ・ユニバーサルデザイン対応 等

将来対応等

< 審査の視点 >

- ・変化に対する対応性の確保
- ・防災対応性能 等

火葬炉

< 審査の視点 >

- ・火葬炉機能
- ・予想火葬件数への対応策の提案
- ・非常時への対応 等

2) 施設の運営に関する計画 (20点)

火葬場の運営に関する計画

< 審査の視点 >

- ・運營業務の方針
- ・実施体制

- ・非常時における対応策
- ・質の向上に対する提案
- ・地球環境保護活動、省エネルギー活動に関する提案
- ・火葬炉運営者の代替可能性 等

葬祭場等の運営に関する計画

< 審査の視点 >

- ・運營業務の方針
- ・実施体制
- ・質の向上に対する提案
- ・地球環境保護活動、省エネルギー活動に関する提案 等

3) 施設維持管理計画 (10点)

火葬炉維持管理計画

< 審査の視点 >

- ・火葬炉維持管理業務の方針
- ・実施体制
- ・運転保証への配慮
- ・火葬炉機能の維持に対する配慮
- ・維持管理者の代替可能性 等

その他維持管理計画

< 審査の視点 >

- ・施設維持管理業務の方針
- ・実施体制
- ・継続営業の担保
- ・質の向上に対する提案 等

4) その他取組みに対する提案 (10点)

< 審査の視点 >

- ・供用開始までのスケジュール作成、工程計画に関する工夫
- ・施工の方針
- ・経済活性化への配慮
- ・その他取組み内容の評価 等

事業の確実性及び安全性に関する提案 (10点)

提案書に記載された内容に基づき選定審査会において、次の項目について総合評価し点数をつける。

1) 資金計画の妥当性

< 審査の視点 >

- ・前提条件の妥当性
- ・自己資本と外部借入れ等のバランスの健全性
- ・外部借入れなどの資金調達条件
- ・資金調達など財務健全性に関する工夫
- ・資金計画の実現可能性
- ・債務返済能力 等

2) S P C の経営全般

< 審査の視点 >

- ・ S P C 経営悪化時の対応策
- ・リスクへの具体的な対応策
- ・ S P C のサブコントラクターの経営破綻時の対応策 等

3) 事業遂行の確実性

< 審査の視点 >

- ・代表企業、建設企業、火葬炉企業、運営企業の経営成績
- ・代表企業、建設企業、火葬炉企業、運営企業の財政状態、信用力
- ・火葬場 1 箇所ですべて 10 基以上の火葬炉を設置した施設の施工実績 等

総合評価上位 2 者に対する価格評価

価格 (30 点)

提案価格について、1 位 (低い方の価格) を満点とし、2 位は 1 位との比率を用いて算出する。小数点第 2 位を四捨五入する。

(例)

順位	価格	得点	算出方法
1 位	80 億円	30 点	-
2 位	85 億円	28.2 点	$30 \text{ 点} \times 80 \div 85 = 28.235$

エ 評価方法

総合審査は、選定審査会における事業提案に対する総合評価 (70 点満点) と、評価点数が上位 2 者に対する価格評価 (30 点満点) の 2 段階で実施し、2 者のうちその合計点 (100 点満点) が高いものを選定する。

事業提案に対する総合評価

合計点数が高い上位2者を決定する。

総合評価合計点（70点満点）＝事業の確実性及び安全性に関する提案（10点満点）＋事業計画の内容に関する提案（60点満点）

総合評価上位2者に対する価格評価

合計点数が高い応募者を最優秀提案応募者として選定する。

総合審査合計点（100点満点）＝事業提案に対する総合評価（70点満点）＋価格評価（30点満点）

オ その他

該当する様式以外への記載は審査されない可能性があるものとし、各様式は審査項目に対応して適切に作成すること。

以上